



児童虐待から子供を守ろう

児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次のような行為をすることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること



性的虐待

児童に対し淫行する、性的暴力・性的行為の強要やそのおかし、性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなど児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

怠慢又は拒否（ネグレクト）

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になるっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること



心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待から子どもを守るには早期発見・通報が必要です。

児童虐待かもしれないと感じたら、最寄りの警察署又は交番・駐在所へ迷わず通報してください。

- 緊急時は110番
- 最寄りの警察署又は交番・駐在所
- ヤングテレホン ☎ 026-232-4970



おまわりさんがネクタイをしていない！



10月に衣替えになりました。

私たち警察官の服装に関するきまりが変更になり、同じ色の服を着ていても、着ている服の目的で、ネクタイをしている人としていない人がいます。

ネクタイをしていないイコール偽物警察官ではありません。忘れた訳でもありません。

熊の出没注意！

全国的に熊の出没が増加し、けがなどの被害に遭う方がいます。岩原地区、三田地区（山麓線西方）などでの目撃情報が寄せられています。

- 鈴やラジオで、自分の存在を先に知らせる。
- 背中を見せない：慌てて走って逃げないでください。

